

花粉問題対策事業者協議会 規 約

第1章 総 則

第1条（名称）

本協議会は、「花粉問題対策事業者協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

協議会は、花粉問題対策活動（公共事業、民間事業、研究開発事業等）に関わる団体等がお互いの情報交換を行い、花粉問題に関する対策を協議し、様々な実証を連携して行うことを目的とする。

第3条（活動）

協議会は、前条の目的を達成するため、花粉問題対策に関する次に掲げる活動を行う。

- 1) 花粉問題対策活動（公共事業、民間事業、研究活動等）に関わる団体等が相互に情報交換を行う場と機会の提供
- 2) 花粉問題対策に関する実証研究、普及・啓発活動の支援
- 3) ウェブサイト等を通じて、活動状況の公開や広く社会からの意見収集
- 4) 各種ワーキンググループを設置し、会員らによる検討会等の運営支援
- 5) 政府等への花粉問題対策に関する各種提言
- 6) その他

第4条（事務局）

1. 協議会の事務局は、理事会が適任と判断する機関、組織に委託する。
2. 事務局長は代表理事が選任し、当該事務局長は代表理事の命に従い事務局を構成し協議会の事務を処理する。事務局は協議会の事務処理を有償にて行う。

第2章 会 員 等

第5条（会員）

1. 協議会会員（以下「会員」という。）は、協議会の目的に賛同し、毎活動年度一口（60万円）の年間会費の出捐を行った法人、又は研究機関等とする。

2. 会員は、毎年、翌活動年度開始までに年間会費を支払うものとする。但し、協議会入会時においては、適宜活動年度中の支払いを認める。初年度の年度内入会者に限り、4月から6月の間の入会申請の場合当年7月から翌年3月までの会費として年間会費の3/4の金額を、7月から9月の間の入会申請の場合当年10月から翌年3月までの会費として年間会費の1/2の金額を、10月から12月の間の入会申請の場合翌年1月から3月までの会費として年間会費の1/4の金額をそれぞれ支払うものとする。
3. 会員は、入会后、3活動年度間の協議会活動の継続を前提とし、4活動年度目以降は毎年度見直しを行う。

第6条（準会員）

1. 協議会は、第7条第2項の細則に定める年間会費（2万円）を支払い、2名以上の理事の承認を受けた団体・個人を準会員とすることができる。
2. 準会員は、会員に開示される情報のうち、運営委員会が認める範囲内の情報の提供を受けることができ、また総会にも出席することができる。ただし、準会員は総会において議決権を有さない。

第7条（会費等）

1. 協議会の運営及び活動のために、事務局は年間会費その他必要な経費（以下「会費等」という。）を集めることができる。
2. 会費等の細則は、運営委員会において検討し、理事会において定めるものとする。
3. 会費等は、協議会の運営その他必要な活動に充てるものとし、会員及び準会員は、退会した場合、除名された場合、その他いかなる場合でも会費等の返還を請求することができない。

第8条（会員の入会）

協議会に会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書（別記様式）により事務局に申請し、事務局および運営委員会の審査を経て、理事会の出席理事の過半数の賛成（書面又は電磁的記録による決議を含む。）を得た上で、年間会費の納入をもって会員となることができる。

第9条（退会）

協議会からの退会を希望する会員および準会員は、理由を付して別に定める退会届けを事務局に提出することにより、協議会から退会することができる。ただし、会員は、第5条第4項の定めにより、4活動年度目以降でない限り退会はできない。

第10条 (除名)

1. 協議会は、会員に、法令違反、本規約違反、反社会的行為または協議会の活動の趣旨への著しい違背等があった場合、理事会の出席理事の過半数の賛成（書面又は電磁的記録による決議を含む。）をもって、会員を除名することができる。
2. 協議会は、準会員に、法令違反、本規約違反、反社会的行為または協議会の活動の趣旨への著しい違背等があったときは、2名以上の理事の賛成をもって、準会員を除名することができる。
3. 協議会は、会員および準会員が、第25条第2項に違反した場合には、ただちに会員および準会員を除名することができる。

第3章 理事等

第11条 (理事)

協議会に次の理事を置く。また、理事の中に会計監査担当を置く。

- | | |
|---------|------|
| 1) 代表理事 | 1名 |
| 2) 理事 | 2名以上 |

第12条 (理事会)

1. 理事会は、代表理事及び理事により構成する。
2. 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。
3. 定例理事会は、原則として年に2回開催する。
4. 臨時理事会は、代表理事が必要と認めるとき、又は理事が書面で代表理事に要請したときに開催される。
5. 事務局は、理事会に出席することができる。
6. 代表理事は、必要に応じて、オブザーバ、アドバイザー、その他の関係者及び有識者等の理事会への出席を認めることができる。
7. 理事会は、本規約に別に定める事項を除き、次の事項について、審議し決議する。
 - ① 協議会の具体的運営方針に関する事項
 - ② 期首予算の策定、会費等の臨時徴収に関する事項
 - ③ 期首の事業計画および収支予算に記載のない収入及び支出に関する事項（100万円以上）
 - ④ 運営委員会が上程した事項
 - ⑤ その他代表理事が必要と認める事項

8. 会計監査を行う理事は、理事の中から選任され、理事会までに適切な会計監査を行い、その結果を理事会及び総会で報告する。

第13条（理事の選任、任期、報酬、解任）

1. 会員は、1名を理事に指名できるものとする。当該指名された者は、総会にて、出席会員の過半数の反対（書面又は電磁的記録による決議を含む。）がない限り、理事に選任されるものとする。原則として、理事を輪番制で務めることとする。
2. 理事の中に、学識経験者、研究者、有識者、独立行政法人、国立研究開発法人に所属する者等の中から有識者理事として、若干名を置くことができる。有識者理事は、理事が理事会に推薦し、理事会にて、既存の有識者理事を除く理事の2分の1以上が出席し、当該出席理事の過半数の賛成をもって選任される。
3. 理事（有識者理事を含む）の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。原則として1年ごとに理事の半数を改選するものとする。
4. 理事（有識者理事を含む）が辞任する場合、当該理事は後任理事の候補者を指名することができる。後任理事の任期は前任者の任期が満了するときまでとし、当該後任理事の再選を妨げない。
5. 理事の任期中に、何らかの理由で欠員が出た場合には、臨時総会にて交代理事補充の決議を行う。
6. 理事の報酬は、無報酬とする。理事の業務に要する費用については、別途規程にて定めるものとする。
7. 理事個人に法令違反、本規約違反、反社会的行為または協議会の活動の趣旨へ著しい違背等があったときは、理事会を開催し、出席理事の過半数の賛成（書面又は電磁的記録による決議を含む。）をもって、当該理事を解任することができる。
8. 理事個人が、第25条第2項に違反した場合には、協議会はただちに当該理事を解任することができる。

第14条（代表理事の職務）

1. 代表理事は、理事の中から選任され、理事会を代表し会務を総理する。
2. 代表理事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
3. 代表理事に不都合のあるときは、予め理事会において定めた理事がその職務を代理するものとし、当該理事は、代表理事の命に従い、協議会の会務を執行する。
4. 第13条第7項又は第8項により、代表理事が理事を解任された場合は、代表理事としての地位を失うものとし、新たな代表理事は理事の中から選任される。

第15条 (オブザーバ及びアドバイザー)

1. 協議会の活動及び運営につき助言を得るため、協議会はオブザーバ及びアドバイザーを適宜置くことができる。
2. オブザーバ及びアドバイザーは、原則として、官公庁若しくは独立行政法人、国立研究開発法人等に所属する者、学識経験者、有識者、研究者等とし、2名以上の理事の推薦により代表理事が委嘱する。
3. オブザーバ及びアドバイザーは、理事会又は運営委員会の要請に従い、総会、理事会、運営委員会、ワーキンググループ及びタスクフォースに出席し、意見を述べることができる。

第4章 会議

第16条 (総会)

1. 総会は、会員により構成する。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
3. 通常総会は、原則として、毎活動年度1回、事業年度終了時から4ヶ月以内に開催する。
4. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 理事会または運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ② 総会において議決権を有する者の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
5. 総会は、本規約に別途定める場合を除き、次の事項について審議し、決議する。
 - ① 協議会の全体活動方針に関する事項
 - ② 決算承認に関する事項
 - ③ 規約変更に関する事項
 - ④ その他代表理事が必要と認める重要事項

第17条 (運営委員会)

1. 協議会は、第3条に定める活動を推進し、理事会を補佐するための機関として運営委員会を置く。
2. 運営委員会は、原則として、少なくとも年4回開催するものとする。
3. 運営委員会は、運営委員により構成される。運営委員は、各理事（有識者理事を除く）がそれぞれ理事所属の会員から1名、有識者理事は必要に応じ1名を指名するものとする。また、希望する会員は理事会の承認を得て、運営委員1名を指名できるものとする。

4. 運営委員会は、本規約に別途定める事項を除き、次の事項について審議し、決定する（書面又は電磁的記録による決定を含む）。
 - ① 協議会、ワーキンググループ及びタスクフォースのテーマ選定、具体的運営方針の策定に関する事項
 - ② 理事会及び事務局が上程した事項
 - ③ 期首予算で定めた範囲を超えた収入および支出に関する事項（100万円未満）
 - ④ 第18条および第19条に定める活動に関する事項（事務局とともに活動内容の下案を作成することを含む）
 - ⑤ その他必要と認められる事項
5. 運営委員会は、適宜助言等を求めるために、理事、オブザーバ及びアドバイザーに出席を要請することができる。
6. 事務局は、運営委員会に出席することができる。
7. 事務局は、運営委員会が別途理事会の開催を求めない限り、運営委員会における当該審議の結果を尊重して協議会の事務処理にあたる。

第18条（ワーキンググループ）

1. 協議会は、運営委員会の決定を経た上で、ワーキンググループを置くことができる。
2. ワーキンググループは、自主運営とし、必要に応じて適宜開催する。
3. ワーキンググループは、会員、理事、オブザーバ、アドバイザー及び事務局により構成する。
4. 会員は、ワーキンググループに所属することができる。
5. ワーキンググループは、研究活動その他代表理事又は運営委員会が必要と認める事項について活動する。協議会の必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

第19条（タスクフォース）

1. 協議会は、運営委員会の決定を経た上で、タスクフォースを置くことができる。
2. タスクフォースは、自主運営とし、必要に応じて適宜開催する。
3. タスクフォースは、会員、理事、オブザーバ、アドバイザー及び事務局により構成する。
4. タスクフォースは、非常設の研究活動等その他代表理事又は運営委員会が必要と認める事項について活動する。

第20条（招集）

1. 総会は、代表理事が招集し、代表理事が議長となる。
2. 理事会は、代表理事が招集し、代表理事が議長となり、予め理事会において定められた理事

が代表理事を補佐する。

第 21 条（議決）

1. 総会における会員の議決権は、1 会員 1 口の票を有するものとする。
2. 総会は、議決権を有する者の過半数の出席（代理人又は委任状を含む）により成立する。
3. 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
4. 理事会における議決権は、代表理事及び理事（有識者理事を含む）が各 1 票を有するものとする。
5. 理事会は、議決権を有する理事の過半数の出席（代理人又は委任状を含む）により成立する。
6. 前項により成立した理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し（書面又は電磁的記録による決議を含む。）、可否同数のときは、代表理事の決するところによる。

第 22 条（議事録）

総会及び理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

第 23 条（情報開示）

情報開示の細則については、理事会において定めるものとする。

第 5 章 その他

第 24 条（秘密保持義務）

1. 協議会の会員、準会員、理事、運営委員、オブザーバ、アドバイザー、事務局等の関係者（以下総称して「協議会の構成員」という。）は、協議会の活動に参加する中で受領した他の構成員の技術上及び業務上の秘密情報および知りえた技術上及び業務上の秘密情報（以下、総称して秘密情報という。）を秘密として保持し、協議会運営の目的にのみ使用するものとする。また、秘密情報を受領した構成員（以下、受領者という。）は、事前に当該秘密情報を開示した構成員（以下、開示者という。）の書面による許可なく、第三者に漏洩又は開示してはならない。
ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。
 - ① 受領者が開示者から開示を受けた際、既に公知であったもの。
 - ② 受領者が開示者から開示を受けた際、既に当該受領者が所有していたもの。
 - ③ 受領者が開示者から開示を受けた後に、受領者の責によらないで公知になったもの。

- ④ 受領者が正当な権限を有する出際三者から秘密保持の義務を伴わずに入手したもの。
- 2. 本条に定める秘密保持義務は、会員等の退会、除名および協議会が解散した後も有効に存続するものとする。

第 25 条 (反社会的勢力との関わり)

- 1. 協議会および協議会の構成員は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成 (以下総称して「反社会的勢力」という) との一切の関係を排除するものとする。
- 2. 協議会の構成員は、自らが暴力団等反社会的勢力ではないこと、自らの役員や従業員等が反社会的勢力ではないこと、および自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないことを誓約する。
 - ① 第三者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 3. 協議会は、協議会構成員が、本条に反する申告、本条に反する行為をした場合には、何らの催告を要せずして当該協議会構成員を除名することができる。

第 26 条 (活動期間)

- 1. 協議会の設置期間は、設立総会成立の日より最低 5 年とする。
- 2. 協議会の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 27 条 (解散)

協議会は、総会において議決権を有する者 (代理人または委任状を含む) の 4 分の 3 以上の議決を得て解散することができる。但し、活動年度途中の解散は、これを認めない。

以 上

<初版：2012 年 9 月 12 日>

<改訂：2015 年 7 月 15 日>

<改訂：2016 年 7 月 6 日>

<改訂：2017 年 3 月 29 日>

<改定：2019 年 12 月 3 日>